

和歌山県物品調達に係るオープンカウンター実施要領

平成19年3月30日制定
平成21年10月2日一部改正
平成24年8月1日一部改正
平成27年8月1日一部改正
平成29年9月20日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和5年10月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する物品の円滑かつ適正な調達に資するため、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき、オープンカウンターを行う場合の手続等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンターとは、次条に定める対象物品の調達について、第5条に定める閲覧を行い、広く第4条に定める資格を有する者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）に物品を発注する契約方法を行う。

(オープンカウンターの対象物品)

第3条 オープンカウンターの対象とする物品（以下「対象物品」という。）は、単価契約物品以外の物品で、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る物品のうち、一件の予定価格が300万円以下（印刷物については400万円以下）のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象物品であっても、オープンカウンター以外の随意契約の実施を妨げるものではない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合
- (2) オープンカウンターに付し、落札者がいない場合
- (3) オープンカウンターの落札者が契約を締結しない場合
- (4) 緊急の必要によりオープンカウンターに付することができない場合、オープンカウンターに付することが不利と認められる場合、オープンカウンターに付しても見積書

の提出者が見込めない場合その他オープンカウンターに付することが適当でないを実施機関（対象物品を調達しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。）が認める場合

（オープンカウンターへの参加資格）

第4条 オープンカウンターに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 要綱に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であること。

（オープンカウンターの地域要件）

第5条 オープンカウンターは、第4条に定める参加資格要件を満たす者のうち、和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者を対象とする。ただし、知事が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

（オープンカウンターの公告）

第6条 オープンカウンターを実施するときは、物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）への掲載及び調達機関での備付けの方法により公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告は、共通公告（別記第1号様式）及び個別公告（別記第2号様式）により行うものとする。

（オープンカウンターへの質問）

第7条 オープンカウンターに関する事項について質問がある者は、見積期間内に、口頭により行うこととする。

- 2 前項の質問を受けた場合は、見積期間内に口頭により回答する。

（見積書の提出）

第8条 対象物品の納入を希望する者は、閲覧見積書（別記第3号様式）により、見積期間内に各調達機関へ見積書の提出（郵送又は持参）、もしくは電子調達システムを利用して見積書の送信を行うものとする。

2 郵送により見積もる場合には、見積者の氏名、調達案件の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。

（落札者の決定）

第9条 原則として、和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価の見積をした者が2者以上ある場合は、直ちに電子調達システムを利用したくじにより落札者を決定するものとする。

3 落札者の決定後、発注の日までの間において、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、発注を行わないものとする。この場合において、本県は、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

（結果公表）

第10条 各調達機関の長は、前条により落札者を決定したときは、対象物品を速やかに発注するとともに、電子調達システムに結果を公開する。